

生涯研修講座 呼吸ケアのポイントを説明 歯科医の関与に期待高まる



呼吸リハビリにおける歯科医師の重要性を強調する石川朗氏＝5日、M&Dホール

臨床学術部は、石川朗氏(神戸大学大学院保健学研究科准教授)を講師に、生涯研修「摂食・嚥下障害患者に対する呼吸ケアのポイントと呼吸リハビリテーション」を5日、M&Dホールで開催した。71人が参加した。呼吸ケアの対象疾患としてはCOPD(慢性閉塞性肺疾患)と医療介護関連肺炎としての誤嚥性肺炎が主なものとして挙げられる。COPDの最もたる原因は喫煙であることが判明しており、40歳以上の罹患患者数は約530万人とされる。誤嚥性肺炎は口腔内不潔が大きな原因であるが、服用薬物の副作用も原因となり得る。肺炎の症状がなくても元気がないなどのサインを見逃さないことが大切である。

呼吸ケアでは、痰の排出と呼吸不全の急性増悪の予防を目的としており、肺合併症予防にも注意が必要。排痰法は、胸を適度に圧迫するのが良

い。そのときの患者体位も重要である。高齢者の介護において呼吸リハビリテーションは各医療職がチームで行う医療であり、今後さらに重要な位置づけになる。歯科医師が期待に応えられることが必要である。

「東大阪市・西川真二」

第11回理事会

診療報酬改定対策決める 10会場で点数説明会開く

協会は10日に開いた第11回理事会で、3月20日から始める新点数説明会の準備など診療報酬・介護報酬改定対策を決めた。中央説明会を3月20日に開き、地区説明会を24日から4月21日まで9回開く。改定情報は協会ホームページでタイムリーに会員に提供するほか、3月下旬に『診療報酬・介護報酬改定の要点と解説』『点数早見表』を、4月

下旬に『歯科保険診療の研究』を、それぞれ会員に1冊無料(会費に含まれる)で届ける。診療報酬改定にあたって厚労省が募集したパブリックコメントに、協会から出した「基本診療料はすべての診療行為の基礎となるもので、医療の安全確保や質の向上のためにも初・再診料を大幅に引き上げること」「在宅医療を担う医療機関を励ますため、基礎的技術料を抜本的に引き上げること。25年間据え置かれていた58項目の技術料を含め引き上げること」などが中医師への報告に引用されたことが報告され、協会の運動が改定内容の審議に反映していることが分かった。

歯科の保険適用拡大、患者負担軽減を求める請願署名は大阪で3万6千筆超が集まった。この署名は2月で終え、3月からは税と社会保障一体改革による負担増や消費税引き上げに反対する署名に取り組み。切り替えにあたり署名協力のお礼と、国会提出を引き受ける議員が増え、受診時定額負担計画が取り下げられたことなどの成果を知らせる窓口掲示用ポスターを作り、会員に配布することにした。

署名運動で大きな力を示した「保険でよい歯科医療を大阪連絡会」の総会を5月20日に開くため、連絡会と相談しながら準備を進めている。会務運営では、4月からの新年度を前に2012年度予算編成の準備を進めている。予算案は5月19日に開く第48回評議員会に提案し、承認を求める。

春夏秋冬

一体改悪

17年前、私たちは阪神淡路大震災を経験した。当時、「私財には税金を投入できない」と、個人への公的支援はゼロだった。保団連も参加する全国災害対策連絡会の加盟団体を中心に署名や国会議員要請を重ね、1998年に被災者生活再建支

援法が成立。東日本大震災では支援金最高300万円を実現した。東日本大震災から1年が経とうとしている。被災地の復興は遠く、日本中の人たちが先の見えない不安を抱えている。生活の立て直しには、公的支援の拡充が不可欠になっている。マス・メディアは、「大企業の国際競争力が落ちている」と報じ、深刻な経営難を印象付けている。一方で、資本金

10億円以上の企業の内部留保は増え続け、過去最高の266兆円(10年度)に膨張。世界長者番付に日本企業経営者の名が連なる。日本が生き残る道は「構改革」に導く。

要因を「社会保障費」と断定。企業が苦しいのは、法人税などの負担が重いからだと言及。そして、結論を「社会保障と税の一体改革」に導く。

収入に応じて平等に負担する能力負担の原則を踏みにじり、医療・介護・生活保護など、最低限の生活保障に「心益負担」あなたの責任」を強要する。

すべてを個人の自助努力・自己責任で片付ける社会を許すわけにはいかない。近畿各府県の保険医協会や市民団体は、「ストップ!社会保障と税の『一体改悪』」を掲げ、3月3日に総決起集会を開く。すべての人が安心して生活を送れる「やさしい社会」をつくるために、個々の力を総結集し、全国に大きな運動の波を起していこう。ぜひ集会に参加いただきたい。

すべて自己責任なのか

「一体改革」では、消費税増税・法人税減税を筆頭に、所得控除の削減や共通番号制の導入、医療と介護の心益負担、年金給付の削減など、大改悪が並

「あなたの責任」は、「まともな給料をもらえない」「就職できない」「子育てができない」「教育が保障されない」など、あらゆる場面で表出する。

「あなたの責任」は、「まともな給料をもらえない」「就職できない」「子育てができない」「教育が保障されない」など、あらゆる場面で表出する。

「あなたの責任」は、「まともな給料をもらえない」「就職できない」「子育てができない」「教育が保障されない」など、あらゆる場面で表出する。

認定NPO法人等に対する寄付金に係る特別控除について

	①認定NPO法人寄付金特別控除	②公益社団法人等寄付金特別控除
内容	認定特定非営利活動法人に対して支出した当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄付金	公益社団法人及び公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人並びに更生保護法人(その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限ります。)に対する寄付金(税額控除対象寄付金)
税額控除額の計算	$\left[\begin{array}{l} \langle \text{算定} \rangle \\ \text{特定非営利活動に関する寄付金の額} \\ \text{(総所得金額等の40%を限度)} \\ -2,000円 \end{array} \right] \times 40\% = \text{寄付金税額控除額 (注1・2)}$	$\left[\begin{array}{l} \langle \text{算定} \rangle \\ \text{税額控除対象寄付金の額} \\ \text{(総所得金額等の40%を限度)} \\ -2,000円 \end{array} \right] \times 40\% = \text{寄付金税額控除額 (注3・4)}$
適用要件	確定申告書に、その控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、その金額の計算に関する明細書及びその計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り適用することとされています(措法41の18の2③、措規19の10の3①)	確定申告書に、控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、控除を受ける金額に関する明細書及び一定の書類の添付しなければならないこととされています(措法41の18の3②、措規19の14の⑩、改正措規附則8)

(注1) 寄付金税額控除額が、その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額を超えるときは、100分の25に相当する金額が限度となります(措法41の18の2②)

(注2) 控除限度額(所得税額の25%相当額)は、次の②の公益社団法人等寄付金特別控除の額と合わせて判定。次に、政党等寄付金特別控除の税額控除限度額は、別枠で判定。また、控除対象寄付金額(総所得金額等の40%相当額)及び控除適用下限額(2,000円)は、寄付金控除(所得控除)並びに政党等寄付金特別控除及び公益社団法人等寄付金特別控除の税額控除対象寄付金の額と合わせて判定

(注3) 寄付金税額控除額が、その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額を超えるときは、100分の25に相当する金額が限度となります(措法41の18の3①)

(注4) 控除限度額(所得税額の25%相当額)控除対象寄付金額(総所得金額等の40%相当額)及び控除適用下限額(2,000円)は、上記(注2)に準じて判定

2011年分所得税の 主な改正事項②

税理士 黒岩 哲夫



本紙(2月15日付)6面で掲載したものを以外で、重要な改正事項をあげる。認定NPO法人等に対する寄付金に係る特別控除の創設

2011年以後に個人が認定NPO法人等に対して一定の寄付金を支出した場合、寄付金控除から税額控除の適用を受けることとした。

14。この特例の対象には、カードワラントという金融商品も含まれている(措法41の14⑬三)。

①先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の改正
12年1月1日以降、個人が行う先物取引などいわゆるデリバティブ取引は、市場取引だけでなく、店頭取引についても、基本的に「先物取引に係る雑所得等の課税の特例」の対象となり、一律20%の申告分離課税の対象となる(措法41の⑬三)。

②交通用具使用者の通勤手当の非課税
交通用具使用者が交通機関を利用するに当たって負担することとなる運賃相当額まで非課税限度額を上乗せする特例が廃止され、通勤手当が非課税限度額を超える場合には、その非課税限度額を超える金額に所得税が課されることとされた。